

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成20年 1 月23日

水 曜 日

第 2837 号

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第 1 項に規定する医師の指定 1
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 2
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 3

公 告

- 建築許可に係る意見の聴取 4
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

告 示

富山県告示第36号

身体障害者福祉法第15条第 1 項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第 6 条の規定により告示する。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
岡本 春平	整形外科	厚生連高岡病院	高岡市永楽町 5 番10号	平成20年 1 月 1 日
山本 雅巳	内科・リハビリテーション科	社会保険高岡病院	高岡市伏木古府元町 8 番 5 号	平成20年 1 月 1 日
武内 浩一郎	内科	富山労災病院	魚津市六郎丸 992番地	平成20年 1 月 1 日

野上 重治	整形外科	富山労災病院	魚津市六郎丸 992番地	平成20年 1 月 1 日
朴 在鎬	脳神経外科	富山労災病院	魚津市六郎丸 992番地	平成20年 1 月 1 日
藤田 雄介	整形外科	富山労災病院	魚津市六郎丸 992番地	平成20年 1 月 1 日
上山 浩永	脳神経外科	黒部市民病院	黒部市三日市 1108番地の 1	平成20年 1 月 1 日
金澤 芳光	整形外科	市立砺波総合病院	砺波市新富町 1 番61号	平成20年 1 月 1 日

富山県告示第37号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第 3 号の規定により公示する。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	予告期間の終了の年月日
名称	所在地			
高岡南アルプ薬局	高岡市戸出町三丁目15番38号	育成医療、更生医療、精神通院医療	調剤	平成19年10月31日

富山県告示第38号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月23日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 本町高木出線	小矢部市下後壱 139番 2 か ら 小矢部市下後壱2085番まで	変更前		最大 18.0 最小 17.0	77.0	小矢部土 木事務所
		変更後		最大 35.0 最小 20.7	77.0	

富山県告示第39号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月23日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

路 線 名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 本町高木出線	小矢部市下後壱 139番 2 から 小矢部市下後壱2085番まで	平成20年 1月23日	小矢部土 木事務所

公 告

建築許可に係る意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第14項の規定に基づく意見の聴取を

次のとおり行うので、利害関係を有する者は出席してください。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

回次	日時及び場所	聴取事項
第 601回	平成20年 2 月 1 日 （金）午前10時 射水市戸破1511番地 射水市役所小杉庁舎 401会議室	東京都大田区田園調布南 4 番 7 号デンソー工業 株式会社の申請（射水市黒河新4936番の第一種 中高層住居専用地域内に工場を増築すること。） に係る建築基準法第48条第 3 項ただし書の許可 について

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、

「 住所及び氏名（法人及び団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
意見書を提出する者が個人である場合には、 の事項の公表の可否 大規模小売店舗の名称及び所在地 周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見（意見の理由を含め記載する。）」を記載した意見書を平成20年 5 月23日（金）までに富山県商工労働部商業流通課に到着するように提出すること。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス新庄店 富山市新庄銀座三丁目493番 外22筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地
代表取締役社長 大森 実

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) フードランド新庄店

(変更後) アルビス新庄店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者(法人の場合)	
アルビス株式会社	代表取締役社長 大森 実	射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者(法人の場合)	
アルビス株式会社	代表取締役社長 大森 実	射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地
有限会社 Honey Bee	取締役社長 藤川 奈緒美	射水市作道 2 8 7 番地 3
釣屋海産株式会社	代表取締役 釣 吉範	氷見市比美町 4 3 5
有限会社エム・アイ・シ ー	代表取締役 三ツ塚 秀雄	富山市中田 1 丁目 5 番 2 0 号

4 変更の年月日 平成19年12月6日

5 変更した理由 店舗の正式名称及び未定テナントの決定

6 届出の年月日 平成19年12月18日

7 届出及び添付書類の縦覧場所 富山県商工労働部商業流通課

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 1 月23日 (水) から平成20年 5 月23日 (金) まで (富山県の休日を定
める条例 (平成元年富山県条例第 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除
く。) の午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準
用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその
周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、

「 住所及び氏名 (法人及び団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
意見書を提出する者が個人である場合には、 の事項の公表の可否 大
規模小売店舗の名称及び所在地 周辺の地域の生活環境の保持のために配慮す
べき事項についての意見 (意見の理由を含め記載する。) 」を記載した意見書を平
成20年 5 月23日 (金) までに富山県商工労働部商業流通課に到着するように提出す
ること。

平成20年 1 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス米島店 高岡市米島字表向460番1 外28筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代
表者の氏名

アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地

代表取締役社長 大森 実

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) フードランド米島店

(変更後) アルビス米島店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者(法人の場合)	
アルビス株式会社	代表取締役社長 大森 実	射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地
株式会社しまむら	代表取締役社長 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁 目 1 9 番 4 号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者(法人の場合)	
アルビス株式会社	代表取締役社長 大森 実	射水市流通センター水戸田 3 丁目 4 番地
株式会社しまむら	代表取締役社長 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁 目 1 9 番 4 号
有限会社 Honey Bee	取締役社長 藤川 奈緒美	射水市作道 2 8 7 番地 3
釣屋海産株式会社	代表取締役 釣 吉範	氷見市比美町 4 3 5
有限会社サンモア	代表 砂 和宏	高岡市守山 2 3 4 番地

4 変更の年月日 平成19年6月1日

5 変更した理由 店舗の正式名称及び未定テナントの決定

6 届出の年月日 平成20年1月8日

7 届出及び添付書類の縦覧場所 富山県商工労働部商業流通課

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 1 月23日 (水) から平成20年 5 月23日 (金) まで (富山県の休日を定める条例 (平成元年富山県条例第 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時30分まで